

経営所得安定対策事業の申請について

平成29年度の経営所得安定対策事業(農業者戸別所得補償交付金)の申請受付を下記のとおり予定しております。

日 時: 平成29年5月15日(月)～5月24日(水)まで

場 所: 役場1階玄関口 共用応接室

- 対象者: ① 1反を超えて米を作付けしている農家
② 水田に野菜等を作って販売している農家
③ 飼料作物等を作って自家利用、又は畜産農家へ供給している農家

①の対象者については営農組合長より個別に送付しておりますが、②又は③のみ予定されている方も交付金の対象となりますので、申請をされる方は裏面の日程をご覧になり5月24日までに申請をお願いいたします。

※認印を御持参下さい。

裏面に各地区の日程を記載しております。

平成29年度地区別加入申請書受付		
日 時	午前 9:00～12:00	午後 13:30～16:30
5月15日 月曜日	斑在	木場
5月16日 火曜日	前方後目・牛渡	相津
5月17日 水曜日	柳東	柳西
5月18日 木曜日	処理日	
5月19日 金曜日	大浦	中村
5月22日 月曜日	笛吹在	唐見崎
5月23日 火曜日	大島 (大島地区公民館)	納島 (納島地区公民館)
5月24日 水曜日	浜津前目	浜津後目

【注意事項】

1. 受付窓口は、役場1階共用応接室にて聞き取りを行います。

2. 基本的には、左記の表のとおり地区割りで受付を予定しておりますが、どうしても当該地区で都合がつかない方は、別の日でもなるべく対応するようにはいたしますが、地区を優先させていただきますので御了承下さい。

***印鑑をご持参下さい。**

***5月24日までには、必ず申請を終えるようお願いします。**